

重度障がいがある方の地域生活の支援について

1 対象者

Aさん（60代） 要介護5、障害支援区分6

疾患名：筋委縮性側索硬化症（ALS）（人工呼吸器・酸素：24時間使用）

* ALS：認知機能には全く問題ないが、呼吸の筋肉も含む全身の筋力が低下し、動くことも困難となる病気（難病）

2 制度について

（1）重度訪問介護

①対象者：重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を必要とする方

②サービス内容：居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- その他生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護

見守りも含む

* 最重度で重度訪問介護を利用している方は、入院中にも利用可能

（2）自薦ヘルパー

- ・ 障がい者自身で確保した介助者を自分専用のヘルパーとして登録して利用する仕組み
- ・ 自薦ヘルパー採用後は、障がい者団体のヘルパー事業所などにヘルパーとして登録

* 制度上は通常のヘルパー利用となるが、働き方としては、当事者専用のヘルパーとなる

3 経過

R4.12 人工呼吸器等を装着した状態での在宅生活スタート（妻の介助）

R5.02 重度訪問介護を利用したい意向あり



* 利用希望時間は月 970 時間程度（24 時間+日中二人介助分）

希望時間に対応できる事業所なし

* 自薦ヘルパー制度活用による重度訪問介護利用意向



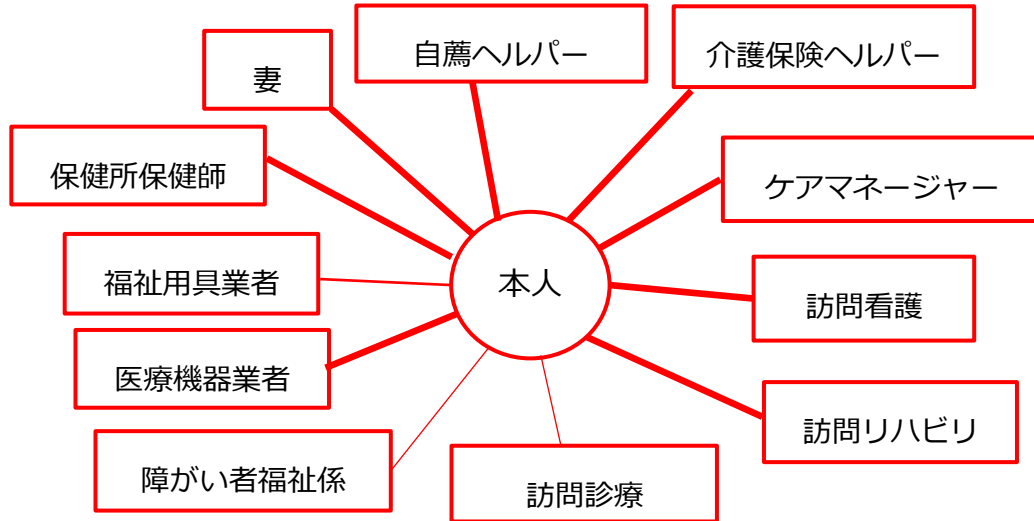
重度訪問介護支給決定の準備

R5.04 要綱改正（八雲町障害福祉サービスの支給決定に関する要綱）

障害認定審査会を経て、**重度訪問介護支給決定 962 時間/月**

R5.05 **重度訪問介護利用開始**

自薦ヘルパー数人が交替しながら、関係機関と連携し A さんを支援



4 **重度訪問介護の利用による生活の変化**

利用前	利用後
<ul style="list-style-type: none">・ヘルパーによる見守りでの支援は不可・必要な時にすぐ支援が受けられないことがある・日中も介護があるので出かけられない（仕事・手続き）（妻）・夜間も呼ばれる度に起きるのでゆっくり眠ることはできない（妻）	<ul style="list-style-type: none">・ヘルパーによる見守りでの支援も可・してほしい時に支援が受けられる・入院時もヘルパーの付き添いが可能となり、支援を受けられる・日中も出かけることができる（妻）・仕事に行けるので経済的不安の軽減（妻）・夜ゆっくり眠ることができる（妻）